

檜葉町職員不祥事の再発防止推進本部設置要綱

(令和4年4月1日訓令第16号)

(設置)

第1条 この訓令は、職員による不祥事の原因を究明し、再発の防止を図るため、檜葉町職員不祥事の再発防止推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不祥事の原因究明に関すること。
- (2) 不祥事の再発防止に関すること。
- (3) その他推進本部が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、会議の議長は本部長をもって充てる。

- 2 会議は、非公開とする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 第2条の所掌事項に関し、迅速かつ的確な調査検討を行うため、推進本部に調査検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会員は、各課等の課長補佐相当職以上の者の中から本部長が必要に応じて指名する。
- 3 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「本部長」とあるのは「総務課長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名
本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	総務課長
	税務課長
	住民福祉課長
	政策企画課長
	産業振興課長
	新産業創造室長
	建設課長
	くらし安全対策課長
	議会事務局長
	こども課長
	生涯まなび課長
	会計管理者